

監査の結果（平成 23 年 6 月 30 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 21 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 10 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	自治総合研修センター	平成 23 年 5 月 20 日	平成 23 年 5 月 12 日	実地監査
2	東部こども家庭センター	平成 23 年 5 月 13 日	平成 23 年 4 月 26 日	
3	総合精神保健福祉センター	平成 23 年 5 月 17 日	平成 23 年 4 月 27 日	
4	歴史民俗資料館	平成 23 年 4 月 27 日	平成 23 年 4 月 20 日	
5	みよし風土記の丘	平成 23 年 4 月 27 日	平成 23 年 4 月 20 日	
6	三原東高等学校	平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 5 月 11 日	書面監査
7	福山葦陽高等学校	平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 5 月 20 日	
8	五日市高等学校	平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 5 月 17 日	
9	安芸府中高等学校	平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 5 月 18 日	
10	府中東高等学校	平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 5 月 10 日	

5 監査執行者

平成 23 年 4 月 29 日までの監査執行者は、次の 4 人です。

富永 健三、川上 征矢、高橋 義則、佐藤 均

6 監査結果の概要

監査結果の概要は、次のとおりです。

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
1	自治総合研修センター	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 備品の管理において、標識（備品シール）が貼付されていなかったもの</p> <p>イ 委託契約における業者選定根拠を明確にすることを求めたもの</p> <p>【意見】なし</p>	【付記】 なし
2	東部こども家庭センター	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 児童措置費負担金等において、長期未納（過年度分）があるもの</p> <p>イ 郵便切手類（バス回数券）の出納簿上の現在高と現物の在庫高が一致していなかったもの</p> <p>ウ 委託契約の設計積算において、複数の者から見積書を徴していなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>個人委託している給食調理業務について、より適正な業務執行のあり方について検討を求めたもの</p>	【付記】 関係機関との連携強化など、児童虐待防止に向けた取組の強化を求めたもの
3	総合精神保健福祉センター	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約において、予定価格調書が作成されていないなど、不適正な事務処理が行われていたもの</p> <p>イ 委託契約の設計金額の積算において、定められた方法によらず積算が行われていたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
4	歴史民俗資料館	<p>【指摘事項】</p> <p>委託契約の設計積算において、複数の者から見積書を徴していなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>個人委託している展示監視業務について、より適正な業務執行のあり方について検討を求めたもの</p>	【付記】 歴史民俗資料館の入館者増への取組の強化を求めたもの
5	みよし風土記の丘	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
6	三原東高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>毒物・劇物の管理について、適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
7	福山葦陽高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>委託契約において、再委託に係る承認手続きが行われていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
8	五日市高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 高等学校使用料（授業料）において，長期未納（過年度分）があるもの</p> <p>イ 旅費の支給額に誤りがあったもの</p> <p>ウ 旅費支出証拠書類について，適切に編てつ及び保管が行なわれていなかったもの</p> <p>エ 委託契約の設計積算において，複数の者から見積書を徴していなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
9	安芸府中高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 高等学校使用料（授業料）において，長期未納（過年度分）があるもの</p> <p>イ 毒物・劇物の管理について，適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
10	府中東高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 高等学校使用料（授業料）において，長期未納（過年度分）があるもの</p> <p>イ 備品の管理において，所管換えを行わずに取得したため，備品登録がされていなかったもの</p> <p>ウ 毒物・劇物の管理について，適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
研修の内容及び方法の調査研究
- ・ 所在地 広島市中区富士見町 11 番 6 号
- ・ 職員数 13 人（平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 研修実績（平成22年度）

研 修 種 別	定員(人)	受講者数(人)			
		県	市町	計	
一般研修	県単独	500	494		494
	市町単独	830		834	834
	合同	1,550	346	1,128	1,474
	小 計	2,880	840	1,962	2,802
特別研修	住民起点	96	30	61	91
	政策形成	264	117	132	249
	組織マネジメント	1,155	802	370	1,172
	経営改革	786	452	284	736
	業務遂行	750	226	486	712
	小 計	3,051	1,627	1,333	2,960
合 計	5,931	2,467	3,295	5,762	

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 物品の管理について

備品の管理において、標識（備品ラベル）が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	D V D プレイヤー（備品番号 1000502）
根 拠	広島県物品管理規則第 44 条

イ 委託契約における業者の選定について

次の業務委託において、物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登載された有資格者以外の者から見積書を徴取しているが、選定理由が起案で明確にされていない。

業務を委託する場合に、見積書を徴取する業者を名簿登載業者以外から選定する場合は、選定理由を明確にするよう努めていただきたい。

契約名	保育士研修及びコーチング研修業務（平成 22 年度）
根 拠	物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領 第 8 条

2 東部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども，知的障害のある人，女性に関する相談業務，判定業務，一時保護業務
- ・所在地 福山市瀬戸町山北 291 番地の 1
- ・組織体制 5 課（総務課，相談援助課，児童虐待対応課，判定指導課，一時保護課）
- ・職員数 68 人（33 人）（ ）内は一時保護指導員，児童虐待防止支援員，医師等の合計
[平成 23 年 4 月 1 日現在]
- ・主な事業実績（平成 22 年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
907 (547)	2	1,465	242	159	7	2,781

(注)・家族，本人，福祉事務所等からの来所，電話による相談件数である。

・養護の括弧書きは，虐待相談の受付件数で内数である。

(イ) 判定実施件数 (単位：件)

調査・診断			心理療法・ カウンセリング	療育手帳等
調査	医学診断指導	心理診断指導		
0	145	4,225	435	557

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1 人平均保護日数	1 日平均保護人数
177 人	2,285 人	12.9 日	6.3 人

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等

相談実人員	相談件数	判定件数	療育手帳交付件数
745 人	745 件	468 件	525 件

(イ) 相談件数内訳 (単位：件)

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
8	0	28	6	37	0	718	3	800

ウ 女性相談業務

主訴別相談件数

(単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住 先なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接相談	41	1	1	1	0	2	4	5	2	57
電話相談	224	50	16	4	5	3	21	18	12	353
計	265	51	17	5	5	5	25	23	14	410

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 平成 21 年度決算時	
1	児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	8 人	8,071,656 円	11 人	9,264,156 円
2	児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	68 人	29,002,320 円	62 人	30,562,940 円

イ 郵便切手類出納簿の管理について

郵便切手類（バス回数券）において、郵便切手類出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していなかった。適正な管理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 23 条及び第 41 条
-----	-------------------------

ウ 委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を 1 者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。

契約名	花壇撤去物置移設業務（平成 22 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）3（3）（平成 22 年 4 月 1 日）

【意 見】

一時保護所給食調理業務の委託について

一時保護所給食調理業務について、個人と委託契約を締結して業務を委託しているが、東部こども家庭センターの職員が献立の作成、資金前渡による食材の購入、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定を行い、東部こども家庭センターの実質的な指揮命令の下に業務が行われているなど、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、適正な業務執行のあり方について検討する必要がある。

(3) 付 記

児童虐待防止に向けた取組について

昨年 8 月に発生した児童虐待死亡事案を受けて設置された「広島県東部こども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会」が昨年 12 月に提出した「児童虐待死亡事案検証報告書」に提言した児童虐待再発防止策について、児童虐待対応課の新設等センターの虐待相談対応体制の強化が図られたところである。今後、警察署等への早期の情報提供や、各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会等との連携など、児童虐待防止に向けた取組を強化されたい。

3 総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談，指導（複雑又は困難なもの）及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導，作業指導及びこれに付随する診療
- ・所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号
- ・組織体制 3課（総務企画課，地域支援課，生活支援課）
- ・職員数 26人（平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績(平成21年度)

(ア) 技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
129回	2,666人

(イ) 相談指導(延人員)

個別相談	電話相談	集団指導
3,888人	2,510件	405人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の業務委託において，予定価格の参考となる設計積算を行わず，また，予定価格が執行伺いにより定められて契約担当職員以外の者が知り得る状態となっており，予定価格調書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	心の健康づくり相談業務委託契約（平成22年度）
根拠	広島県契約規則第19条第2項及び第31条

イ 委託契約における設計金額の積算について

次の施設管理業務における設計金額の積算において，財産管理課が定める方法によらず設計額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	・植栽庭園管理業務委託契約（平成23年度） ・一般廃棄物処理業務委託契約（平成22年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について4（3） （平成18年12月15日制定）

4 歴史民俗資料館

(1) 機関の概要

- ・主な業務 歴史，考古，民俗等の資料の収集，保管，展示及び調査研究
- ・所在地 三次市小田幸町122番地
- ・職員数 8人(平成23年4月1日現在の常勤職員数)
- ・利用状況等（平成22年度）

常設展		企画展・特別展		合計	
入館者数	入館料	入館者数	入館料	入館者数	入館料
16,547人	683,290円	3,862人	1,111,610円	20,409人	1,794,900円

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。

契約名	広島県立歴史民俗資料館機械警備業務（平成23～27年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について 4(3)(平成18年12月15日制定)

【意見】

展示監視業務の委託について

特別企画展等における展示監視業務について、個人と委託契約を締結して業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間が指定されるなど、歴史民俗資料館の実質的な指揮命令の下に業務が行われているなど、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、適正な業務執行のあり方について検討する必要がある。

契約名	春の特別企画展「頼杏坪とその時代」展示室監視等業務（平成22年度）
-----	-----------------------------------

(3) 付記

歴史民俗資料館の入館者増への取組について

歴史民俗資料館の年度別の入館者は、ピーク時の平成3年度には57,610人であったものが、直近の3年間では、入館者は毎年度2万人台にまで減少している。

このため、外部有識者の意見を取り入れたより魅力ある企画展・展示会を開催するとともに、みよし風土記の丘の入園者を館内に誘導する工夫など、新たな取組についても検討していただきたい。

5 みよし風土記の丘

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 浄楽寺・七ツ塚古墳群及び古民家等の文化財の保存管理と公開
- ・ 所在地 三次市高杉町及び小田幸町
- ・ 職員数 専任職員なし(歴史民俗資料館職員が兼務)(平成23年4月1日現在)
- ・ 古墳群の状況

前方後円墳	帆立貝形古墳	円墳	方墳	計
1基	3基	152基	20基	176基

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 三原東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市中之町二丁目7番1号
- ・教職員数 38人(10人)
〔平成23年5月1日現在で本務者数,()内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	160	200	200	560
生徒数 (人)	125	174	153	452
充足率 (%)	78.1	87.0	76.5	80.7
進 学 就 職	大学・短大	78人 (47.9%)		
	専修・各種	60人 (36.8%)		
	就 職	16人 (9.8%)		
	その他	9人 (5.5%)		
退学者 (人)	17(2)			
休学者 (人)	3			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は,平成23年5月1日現在である。

- ・「進学就職」,「退学者」,「休学者」の状況は,平成22年度(平成23年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は,退学者のうち,休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理においては,毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが,作成されている管理簿は,使用の都度,数量を記録し管理するものとなっていなかった。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号 厚生省薬務局長通知)
-----	--

7 福山葦陽高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市久松台三丁目1番1号
- ・教職員数 全日制:61人(18人) 定時制:12人(9人)
〔平成23年5月1日現在で本務者数,()内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全 日 制				定 時 制				
		普通科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		320	320	320	960	40	40	40	40	160
生徒数（人）		326	315	309	950	41	28	24	8	101
充足率（％）		101.9	98.4	96.6	99.0	102.5	70.0	60.0	20.0	63.1
進 学 就 職	大学・短大	151 人（49.5％）				2 人（11.8％）				
	専修・各種	111 人（36.4％）				5 人（29.4％）				
	就 職	27 人（8.9％）				9 人（52.9％）				
	その他	16 人（5.2％）				1 人（5.9％）				
退学者（人）		7（2）				19（0）				
休学者（人）		3				0				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，平成 23 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職，退学者，休学者の状況」は，平成 22 年度（平成 23 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち休学後に退学した者である。

（2）監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあった。

適正な事務処理に努められたい。

契約名	給水設備保守点検業務委託契約（平成 22～23 年度）
根 拠	施設管理業務事務処理要綱第 7 条

8 五日市高等学校

（1）機関の概要

・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 広島市佐伯区観音台三丁目 15 番 1 号

・教職員数 64 人(13 人)

〔平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		320	320	320	960
生徒数（人）		321	321	309	951
充足率（％）		100.3	100.3	96.6	99.1
進 学 就 職	大学・短大	231 人（75.0％）			
	専修・各種	57 人（18.5％）			
	就 職	9 人（2.9％）			
	その他	11 人（3.6％）			
退学者（人）		4（1）			
休学者（人）		0			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，平成 23 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 22 年度（平成 23 年 3 月末現在）

である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入について、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) (監査日現在確認分)	参 考 平成 21 年度決算時
高等学校使用料(授業料)	1 人 29,700 円	4 人 138,600 円

イ 旅費の支給について

旅費の支給において、支給額に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。

過支給額	1 人 7,444 円
根 拠	職員の旅費の支給に関する規程(教育委員会訓令)第 3 条第 12 号

ウ 旅費支出証拠書類の編てつ及び保管について

宿泊施設が指定されている場合の旅行において提出が必要な支出証拠書類が、旅行命令簿に添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	財務会計トータルシステム事務処理要領(旅費)第 12 章 1 旅費制度 Q & A (Q57)
-----	--

エ 委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を 1 者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。

契約名	・法面等草刈及び剪定業務(平成 22 年度) ・学校案内パンフレット等作成業務(平成 22 年度)
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第 2 版)(平成 22 年 4 月 1 日)

9 安芸府中高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡府中町山田 5 丁目 1 番 1 号
- ・教職員数 全日制: 47 人(19 人)
〔平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数,()内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	普通科				国際科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	160	160	160	480	40	80	80	200	200	240	240	680
生徒数 (人)	161	153	156	470	30	45	47	122	191	198	203	592
充足率 (%)	100.6	95.6	97.5	97.9	75.0	56.3	58.8	61.0	95.5	82.5	84.6	87.1
進 学 就 職	大学・短大	123 人 (77.8%)			27 人 (61.4%)			150 人 (74.3%)				
	専修・各種	18 人 (11.4%)			9 人 (20.5%)			27 人 (13.4%)				
	就 職	6 人 (3.8%)			3 人 (6.8%)			9 人 (4.5%)				
	その他	11 人 (7.0%)			5 人 (11.4%)			16 人 (7.9%)				
退学者 (人)	3 (1)				1 (1)				4 (2)			
休学者 (人)	1				1				2			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成23年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成22年度(平成23年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [職員調査日現在確認分]	参 考 平成21年度決算時
高等学校使用料(授業料)	1人 99,000円	3人 168,300円

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	根 拠
毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、容器にこれらの表示のないものがあつた。	・「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)第12条第1項
毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、管理簿の様式は定められているものの、必要な記載がなかった。	・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)

10 府中東高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 府中市土生町 399 番地 1
- ・ 教職員数 全日制 49 人 (18 人)

[平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。]

・ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
		都市システム科				インテリア科				普通科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	80	120	120	320
生徒数 (人)		39	25	32	96	37	39	32	108	71	106	93	270
充足率 (%)		97.5	62.5	80.0	80.0	92.5	97.5	80.0	90.0	88.8	88.3	77.5	84.4
進 学 就 職	大学・短大	6 人 (31.6%)				7 人 (25.0%)				49 人 (52.7%)			
	専修・各種	4 人 (21.1%)				11 人 (39.3%)				32 人 (34.4%)			
	就 職	9 人 (47.4%)				7 人 (25.0%)				11 人 (11.8%)			
	その他	0 人 (0.0%)				3 人 (10.7%)				1 人 (1.1%)			
退学者 (人)		5 (0)(人)				0 (0)(人)				11 (0)(人)			
休学者 (人)		0 (人)				0 (人)				0 (人)			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		160	200	200	560
生徒数 (人)		147	170	157	474
充足率 (%)		91.9	85.0	78.5	84.6
進 学 就 職	大学・短大	62 人 (44.3%)			
	専修・各種	47 人 (33.6%)			
	就 職	27 人 (19.3%)			
	その他	4 人 (2.9%)			
退学者 (人)		16 (0)(人)			
休学者 (人)		0 (人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は,平成 23 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」,「休学者」の状況は,平成 22 年度(平成 23 年 3 月末現在)である。

・「退学者」の()内は,退学者のうち,休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 平成 21 年度決算時
高等学校使用料（授業料）	1 人 39,600 円	2 人 76,200 円

イ 物品の管理について

備品の管理において、前所属からの所管換えの手続をとらないまま取得し備品として登録されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

備 品	溶接機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 13 条

ウ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	根 拠
毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける施設等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。	・毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知） ・毒物劇物危害防止規定について（昭和 50 年 11 月 6 日薬安第 80 号薬監第 134 号厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知）
毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管容器にこれらの表示のないものがあつた。	
毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を具体的かつ詳細な内容で定めることとされている。 毒物劇物危害防止規定は定められていたが、管理責任者及び取扱責任者の組織体制の記載のみで氏名の記載がなく、具体の者が定められていなかった。	